

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

美浜町創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県三方郡美浜町

3 地域再生計画の区域

福井県三方郡美浜町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1990 年に 13,222 人となって以降、年々して減少し続けており、2025 年 1 月 1 日現在で 8,676 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040 年には総人口が 6,571 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、老年人口は 2015 年に 3,308 人となり、これまで増加傾向だったが、2020 年には 3,290 人となり、減少に転じているが、高齢化率は年々増加し、2020 年には 35.9%まで上昇している。年少人口及び生産年齢人口はともに 1990 年の 2,401 人、8,682 人から大きく減少しており、2020 年には 995 人、4,888 人となっているが、年少人口の割合は 2015 年から 2020 年で横ばいとなっている。

自然動態をみると、過去 20 年での出生数のピークは 2000 年の 91 人で 70～80 人程度で推移している、その一方で、死亡数は 2018 年の 176 人がピークで 160 人程度で推移している、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減のピークは 2018 年で 114 人（自然減）となっている。

社会動態をみると、転入数、転出数ともに、年によって増減があるものの、長期的にはいずれも減少傾向となっている。社会動態（転入数－転出数）の推移をみると、転出数の減少幅のほうがやや大きく、マイナス幅はこの 20 年間で縮小傾向がみられる。しかし、2017 年には 1 人の転入超過となったものの、翌年には大幅な減少がみられ、2018 年には 106 人の減となり、近年の社会動態については増

減の幅に大きな波がある。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図ることで、自然増につなげる。また、移住定住施策を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

また、美浜駅から生涯学習センターまでを結ぶ道路及び「にぎわいゾーン」を整備し、人流を活性化し、交流人口、関係人口の拡大を図る。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 若者・女性に魅力ある“しごと”の創出
- ・基本目標 2 人との新たなつながりを築く“交流”の拡大
- ・基本目標 3 希望を叶える“結婚・出産・子育て”を応援
- ・基本目標 4 幸せを実感できる“暮らし”の充実

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (2023年度)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	20歳代の社会動態	-33人	0人	基本目標 1
イ	観光客入込客数	1,131,216人	1,350,000人	基本目標 2
ウ	年少人口	908人	1,000人	基本目標 3
エ	住みやすいと感じている割合	76%	80%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

（1） 事業の名称

美浜創生総合戦略推進事業

ア 若者・女性に魅力ある「しごと」の創出を図る事業

イ 人との新たなつながりを築く「交流」の拡大を図る事業

ウ 希望を叶える「結婚・出産・子育て」を応援する事業

エ 幸せを実感できる「暮らし」の充実を図る事業

（2） 事業の内容

ア 若者・女性に魅力ある「しごと」の創出を図る事業

① 若者・女性の新たなチャレンジを応援

創業に向けた人材育成や新たな「にぎわい」の場による起業スペースの確保など、若者・女性の創業・起業を支援するとともに、地域資源を活かした産業振興と観光施設の整備や資源の掘り起こしによる観光振興を図り、担い手・後継者として活躍するための就労支援を行うことで、若者・女性の新たなチャレンジを応援する。

【具体的な取組】

- ・ 創業支援と若者・女性がチャレンジできる場を創出
- ・ 新規就農者の確保・育成
- ・ 新規漁業就労者の確保・育成
- ・ 観光産業の振興と後継者支援

② 企業誘致の促進による働く場所の確保と新しい働き方の推進

積極的な企業誘致を展開し、産業団地の早期分譲を目指すとともに、誘致企業による町民雇用を促進し、サテライトオフィス誘致を推進するなど、新しい生活様式に対応した多様な働き方ができる就労環境の整備を推進する。

【具体的な取組】

- ・ 産業団地への企業誘致と雇用確保

- ・ サテライトオフィス誘致とDXの推進

イ 人との新たなつながりを築く「交流」の拡大を図る事業

① 人との新たなつながりを構築

様々な機会を通じて町の魅力を伝え、継続的に関わることができる仕組みを構築することで、町外に住みながらも本町との関わりを持ち、まちづくりに参画したり、地域活性化に向けて応援していただく「応援人口（関係人口）」の創出・拡大を目指す。また、にぎわいゾーンにおける人の流れの活性化や大学連携による若者との交流等により、新たな交流の場を創出する。

【具体的な取組】

- ・ 応援人口（関係人口）の創出・拡大と新たな交流の場を創出

② 資源を活用した交流人口の拡大

県内でも有数の観光エリアである三方五湖をはじめとする観光資源及び周辺施設等を整備するほか、宿泊施設のリニューアルにより、周遊滞在型観光の振興を図ることで、より多くの人々が本町の魅力に触れ、体験する交流人口の拡大を図る。

【具体的な取組】

- ・ 三方五湖観光の拠点施設（美浜町レイクセンター・電池推進遊覧船）の整備
- ・ 観光資源の魅力アップと情報発信

ウ 希望を叶える「結婚・出産・子育て」を応援する事業

① 新たな出会いの創出とライフデザインの意識向上

希望する結婚を叶えることを支援するため、出会いのイベント開催やマッチングシステム等を通じた新しい出会いの場を創出するとともに、結婚や出産等を含めたライフデザインを支援する。

【具体的な取組】

- ・ 広域的な出会いの場創出とライフデザイン支援

② 子育て環境の充実

妊娠期から切れ目のない包括的かつ継続的な支援を行う体制の強化や子どもの健やかな成長を支える環境を充実させるとともに、仕事と子育てが両立できる社会づくりを推進し、安心して出産・子育てができる環境の充実と子育て世代に選ばれるまちづくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 子ども・子育ての包括的・総合的支援
- ・ 仕事と子育てが両立できる社会づくり

③ 教育環境の充実

児童・生徒の心身の健全育成を支援するとともに、子どもたちがふるさとに対する誇りと愛着を持ち、地域愛を醸成する教育を推進する。また、英語教育やエネルギー環境教育、ＩＣＴ教育など、本町の特色ある教育や新たな時代に対応した教育を推進する。

【具体的な取組】

- ・ 地域と連携した教育とＩＣＴ教育の推進
- ・ みはまシナプスプロジェクトの推進による学びと挑戦の支援

エ 幸せを実感できる「暮らし」の充実を図る事業

① 若者・子育て世代に魅力ある住まいづくり

新たな住宅団地の整備や賃貸住宅の誘致、空き家の利活用、住宅建築や家賃等に対する経済的支援の充実を図るなど、若者・子育て世代にとって魅力ある居住環境づくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 新たな居住環境整備と空き家の利活用促進

② 安全・安心で快適な暮らしづくり

地域活動の活性化や防災力の充実・強化を推進するとともに、公共交通の充実や情報通信網の整備を図り、安全・安心で快適な暮らしを送ること

ができる環境づくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 集落元気プランの策定と集落活動を促進
- ・ 地域防災力の充実・強化
- ・ 誰もが移動しやすい公共交通の整備
- ・ 町民と共に進める環境整備
- ・ 情報通信網の整備と情報発信の充実

③ 地域で支え合う福祉と健康の社会づくり

高齢者や障がいのある人、こども、子育て中の親等を地域全体で見守り、支え合うための仕組みの構築・強化を図る。また、「げんげん歩楽寿」の推進をはじめ、町民の健康意識の醸成と効果的な健康づくりへの取り組みを促進することにより、健康寿命の延伸を図る。

【具体的な取組】

- ・ 地域で支え合う体制づくりと高齢者の活躍の場を創出
- ・ 「げんげん歩楽寿」の推進

なお、詳細は第２期美浜創生総合戦略のとおり。

(３) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(K P I)）

４の【数値目標】に同じ。

(４) 寄附の金額の目安

100,000 千円（2025 年度）

(５) 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

３月頃、産（産業界の有識者）、学（教育機関の有識者）、官（町役場）、金（金融機関の有識者）、その他（N P O 法人、商工会、観光協会、町内若者等）により構成する「美浜町創生総合戦略会議」において、地域再生計画に基づいた各事業をP D C Aサイクルにより成果検証するとともに、総合戦略の施策K P I のチェック、結果の検証を行う。検証後は本町の広報誌やホームページにより広く検証結果を公表する。

(６) 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで